

# かけはし

WELFARE INFORMATION

■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）  
平成27年2月13日発行 ■電話（079）662-0160 ■FAX（079）662-0161 ■E-Mail yabu-shakyo@fureai-net.tv  
■ホームページ http://www.yabu-shakyo.jp/

年末年始地域ふれあい事業

QOL向上プロジェクト実施

## 「寝たきりゼロの片岡町内会に」

▶「歯の定期検診率は欧米人80%、日本人はわずか2%です。歯を大切にすることは病気の予防につながります」と話す藤原重寿さん（11月30日、片岡会館）



▲健康な歯茎と不健康な歯茎を写真を使って解説



▲歯磨き粉や磨き方についての質問も出ました

関宮区片岡町内会（世帯数19戸）では1年を通して健康教室を行っています。第3回目の1月30日は、年末年始地域ふれあい事業「QOL（生活の質）向上プロジェクト」～寝たきりゼロをめざして」と題して、「口腔内環境の改善と病気の予防について」の教室を片岡会館で開催。同町内会の福祉委員で薬剤師の藤原重寿さんが講師を務め、区民16人が参加しました。

藤原重寿さんは「血液を全身に送る、骨を支えるなどの働きをしている筋肉の動きが悪くなると、様々な病気を引き起こしたり、寝たきりにもつながったりします。筋肉を維持して健康を保つためには運動する、たんぱく質を含む食品をよく噛んで食べる、丁寧に歯を磨く、唾液を出して口の中の環境をよくすることを心がけましょう」と話しました。

# あなたのそばに寄り添って

## 福祉サービス利用援助事業

どんな福祉サービスが使えるのか、使う時の手続きがわからない。市役所へ出す書類の書き方がわからない。お金の使い方に不安がある。通帳や印鑑をなくしてしまうなど、判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者などに寄り添い、安心して地域で暮らせるようお手伝いする「福祉サービス利用援助事業」。全国の市町村社会福祉協議会が実施しています。（全国的には、この制度を「日常生活自立支援事業」と呼んでいます）



▲契約に向けて、本人と関係機関が集まり話し合います

契約を希望するAさんのご協力をいただき、サービスを利用するまでの流れを紹介します。

### グループホームに入居したAさん

持病の悪化から、14年間続けたひとり暮らしの生活に限界を感じたAさん（50代）。Aさんと支援者（従兄弟、姉妹、社協職員、障害者相談支援事業所など）との話し合いで、障害者のグループホームに入居することを決めました。平成26年10月にグループホームに入居、グループホームから障がい者の就労施設に通い働いています。

### 相談支援専門員から相談を受けました

相談支援専門員から、福祉サービス利用援助事業の利用について相談がありました。相談支援専門員、就労施設職員が立ち会うなか、Aさんの気持ちをつかがいました。

これまでは、従兄弟がAさんの自宅や金銭の管理を手伝っていたので、Aさんは自由を感じる事はなかったようです。グループホームでは、小遣い帳はつけているけれど、年金と工賃が入っても次にもらえるまで、ちゃんと生活できるか不安だと話し、手伝ってほしいと言いました。

### 契約に向けて訪問支援計画をつくります

Aさんへの訪問を重ねながら、契約の意思を確認し、希望するお手伝いの内容を相談しながら決めていきました。Aさんは医療費の支払いが苦手なことや、急に体調が悪

くなり受診した時の費用のことが気になると言いました。持病があるため、体調の変化をいつも気にしている様子が見えました。

医療費は、担当の生活支援員が支払いをすること、急な受診も、支払いは病院から直接社協に連絡してもらうようにできることを伝えると、笑顔になり安心したようでした。そして、遠慮がちに「何かあった時に連絡できるように、携帯電話がほしい」と言いました。そこで、週1回のヘルパーとの買い物を楽しみだと言ったAさんですが、携帯電話の購入を目標に、節約してお金を貯めることになりました。

このあと、社協はAさんの支援計画書や利用契約書を作成し、契約を結びました。これからも寄り添いながら支援していきます。

生活支援員は、実際に利用者のお手伝いをする社協の職員です。



# 平成 26 年度赤い羽根共同募金 ご協力ありがとうございました 募金総額 7,523,750 円



赤い羽根共同募金運動に、多くのあたたかいご協力をいただき、本当にありがとうございました。

集まった募金は兵庫県共同募金会に送金し、来年度に養父市社会福祉協議会に配分されます。配分金は、地域福祉事業や在宅サービスなどの事業に幅広く活用いたします。

【内訳】

募金種別	金額	前年比
戸別募金	5,536,191 円 7,688 戸	△ 20,217 円 △ 20 戸
街頭募金	145,241 円 8 回	△ 35,279 円 △ 10 回
法人募金	1,481,000 円 398 件	△ 20,000 円 6 件
職域募金	199,529 円 43 件	△ 19,123 円 7 件
学校募金	108,821 円 11 校	41,150 円 2 校
イベント募金	52,968 円 2 回	52,968 円 2 回
その他の募金	0 円 0 件	△ 8,561 円 △ 3 件
計	7,523,750 円	△ 9,062 円

## 募金の使い道



▲福祉委員会活動助成のほか、ボランティアグループ活動助成や給食サービス事業などに活用しています



▲第一学院高等学校養父校の生徒から文化祭「五好祭」のバザー売上金の寄附金を受け取る小林会長

## 賛助・特別会員のお知らせ

(平成26年9月1日～平成27年1月15日までの加入分)

100 1,000 円

### ●賛助会員

100▽西村あや子▽小林哲夫▽田村勝博(東大阪市)▽吹孝夫(茨木市)▽竹田喜義(松戸市)▽小林喜代司▽尾崎たか▽藤原孝市▽西谷健次▽米田渡

50▽森本幸子▽足立昌博▽小野山千江子▽橋本幹夫▽稲葉隆一(川崎市)▽和田祐之▽新免一利(三田市)▽森崎▽安達博之▽小畑恵美子▽栃尾忠司▽三方澄子▽栃本茂良▽林田せつ▽橋本雄一▽和田悦男▽中村一松▽雲田美知子

30▽平野茂子▽西田房子▽太田垣祐子▽長島忠士▽久保田寛▽吉田節郎▽小島伊代松▽清水忠雄▽梅井逸郎▽川戸隆夫(神戸市)▽正垣信夫(西条市)▽上垣豊(生駒郡)▽上垣岑生▽近藤穂津子▽三宅良弘▽藤尾てる子▽近藤武▽秋山勉▽匿名1  
20▽大下道▽内吞義和▽松田穆子▽木村廣子▽田路和

家一同▽匿名1

50▽(株)道の駅よつか▽N E O M A X 近畿▽(株)南但魚菜▽(有)フードショップマルコ▽(有)あいあい▽(有)三幸▽但馬信用金庫広谷支店▽(株)ナカシマ  
30▽こがし会

(順不同・敬称略) ありがとうございます

### ●特別会員

100▽マルシエ▽満福寺▽田村モーターズ(有)▽福王寺檀

### 古切手等収集活動

ありがとうございます。古切手・ペルマーク・書き損じハガキ等の収集にご協力いただいた皆さまをご紹介します。(平成26年10月16日～平成27年1月15日)

▽養父土木事務所▽中島恒子▽才木勢津子▽養父市税務課▽田路初美▽中島光子▽養父幼児センター▽小林嘉子▽養父市社会福祉課▽小林芳子▽兵庫県健康財団但馬支所▽三石自動車▽守本塗料▽秋山ひろ子▽村上亨子▽小野山清美▽日下部奈穂美▽養父地域局

賛助・特別会費は、社協活動を通じて、養父市の幸せづくりに役立てられます。

農林振興課▽古井美弥子▽井上ことみ▽冠句やまざと▽(株)ナカシマ▽(株)トージ芸▽清水友恵▽野崎工務店▽大屋診療所▽上垣やえみ▽あけのべ自然学校▽正垣智子▽小畑恵美子▽北尾千阪▽山本律子(川崎市)▽田村かめの(川崎市)▽小野山信子▽衣川毅▽小泉智恵子▽J A 大屋支店▽美濃小百合▽津崎誠(相地)▽竹内則子▽日本精鉱(株)▽中瀬製錬所▽小谷史郎▽西谷康子(小路頃)▽井上裕美子▽川本晴美▽匿名14 (敬称略)

# 集まれ！支部社協

## 八鹿支部

養父市八鹿町下網場320 地域交流センター「福祉の杜」 TEL：662-0160 FAX：662-0161



▲時間いっぱいまで会話を楽しむみなさん（=伊佐ふれあい倶楽部 ※写真は平成26年11月7日の様子）

「遊びにきたよ」「おいしいコーヒーお願いね」と笑顔であいさつを交わすみなさん。伊佐ふれあい倶楽部では毎週火曜日の午前、金曜日の午前と午後、「ふれあい喫茶」が開店します。

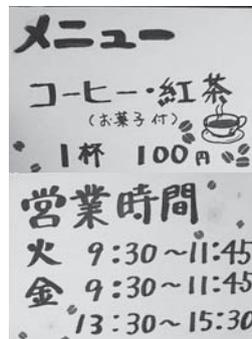
この喫茶は、校区の人たちが気楽に集まり、話ができる場を設けようと、平成25年10月から伊佐校区自治協議会と運営ボランティア

伊佐校区自治協議会

地元男性の人気店  
ふれあい喫茶開店中

男性参加者は「火・金・金と来とるで。ここに来て作物の育て方とかみんな話して勉強しとるんや」と笑いながら話し、「スタッフは「来店者が多い時には30人を超えます。色々な方とふれあえるので私たちも楽しく活動しています」と話していました。

が協力し、開催しています。1月23日には、開店と同時に続々と喫茶にお客様が来店。男性客が多いのも特徴です。100円で、本格的な味が楽しめるドリッブコーヒーとお茶菓子のセットを注文し、会話に花を咲かせていました。



## 養父支部

養父市広谷251-1 TEL：664-1142 FAX：664-2181

映画「ペコロスの母に会いに行く」上映会を1月31日、養父市立ビバホールで開催しました。

認知症の人を介護している家族の希望から実現した上映会は、認知症への理解を深める機会として実施したもので、この日は昼・夜の部あわせて493人が来場しました。

映画は、長崎県出身の漫画家、岡野雄一氏の体験をもとに描かれた同名のエッセイ漫画の実写化で、認知症の母親とその息子のなげない日常を、愛と笑いにかえて届けています。

参加者から「認知症になった「今」だけを見るのではなく、その人の生活歴やこれまで大切にしてきたものを把握しながら支えていくことの大切さを感じた」「もしも両親が認知症になったらそのときは、この映画

を思い出しながら介護したい」と介護への心持ちや、「家族が認知症であることを告知できる社会づくりも大事だと思う」「母と姪と来ました。高校生の姪から『連れて来てもらってよかった』との声。この映画に共同募金が使われたことはすごく良いと思いました」など、たくさん感想が寄せられ、認知症を身近に考える機会となったようです。

認知症啓発

認知症啓発  
「ペコロスの母に会いに行く」映画上映会



▲会場は満席。画面に見入って、笑ったり泣いたり。共感と感動を呼びました(=1月31日、ビバホール)

### 読者の声

新春対談で「移動販売活性化協議会」の内容を知りました。日中は、高齢者だけ家に居る場合が多いと思うので大賛成です!(八鹿地域 女性 47歳)

## 大屋支部

養父市大屋町加保678-1 大屋保健センター内 TEL: 669-1598 FAX: 669-0093



▲花や菓子で季節を感じながら静かにお茶をいただきました (=1月19日、糸原公民館)

1月19日、区民が気軽に集える場「糸原さわやか会」が開催され、参加した21人がお茶席を体験しました。  
この日は、公民館の一室がお茶室に早変わり。隣の人にあいさつしてからお菓子やお茶をいただくなどの作法を教わり、いざ本番。鉄瓶から湯気が静かに上がるなか、梅や竹の正月らしい菓子と香り豊かな抹茶がふるまわれました。  
参加者は「いつものおしゃべりも楽しいけれど、今日

## 糸原区

てまえ  
「お点前頂だいたします」  
糸原さわやか会がお茶席体験



▲「お茶をどうぞ」。ボランティアのみなさんも手伝いました

はしとやかにお茶を楽しめました「慣れないお茶席でちょっと緊張しましたが、心地よい緊張でした」とうれしそうに話していました。  
代表の市山弥生さんは「正月にお茶席を試してみたら良いのではと企画しました。これからもみんなで顔を合わせ、楽しめる会にしていきたいです」と次回の開催に向けて意欲的に話していました。

## 関宮支部

養父市関宮193 関宮ふれあいの郷内 TEL: 667-3248 FAX: 667-3351



▲毛糸でボンボン作りや指編み。ボランティアが見守ります (=1月23日、「関の館」)

子どもたちが「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、自分で遊びたいことを見つけて思いっきり遊ぶ、放課後プレーパーク。  
関宮地域では冬季の1月から3月の間は、関宮まちづくり協議会の協力により地域局横の「まちづくり交流センター」「関の館」多目的ルーム」を借りて行っています。  
1月23日、3時を過ぎるとまず1年生の子どもたちがやってきました。  
牛乳パックでナイフを作ったり、色とりどりの毛糸



「関の館」で開催中!!  
関宮放課後プレーパーク



▲小麦粘土は小麦粉、水、塩、サラダ油をこねて作ります

を巻いてボンボンを作ったりして、それぞれやりたい遊びを自分で見つけます。  
別のテーブルでは小麦粘土細工が始まりました。赤や緑、黄色の食用色素を混ぜて色を付けて柿や団子を作ります。「人参じゃないよ、イチゴや」と元気な声が上がっていました。「3つの粉を混ぜたら黒い粘土ができたよ」と大発見も。  
「プレーパークをいつも楽しみにしているよ」「ずっとここで遊んでいたいよ」と子どもたちの声も聞かれました。

次回のプレーパーク  
2月27日、3月6日、13日

**養父市  
善意銀行**

あたたかい心で寄せられた寄附金で「福祉のまじりへり」

**車いすやとびだし防止人形などの  
寄贈先が決定**

広報かけはし124号でお知らせした、養父市善意銀行の物品払い出しに多くの申請をいただきありがとうございます。ただきありがとびだしました。厳正な抽選の結果、次の行政区とPTAに寄贈しました。

●**屋外用ベンチ（8台）**

- ▽下町区▽伊佐区▽伊豆区
- ▽尾崎区 各2台



▲伊佐公民館前

●**車いす（8台）**

- ▽仲町区▽石堂区▽高柳上区▽高柳向区▽建屋区▽米町町内会▽本町町内会▽元町町内会 各1台



▶本町会館

●**担架（5台）**

- ▽野谷区▽広谷二区▽栗ノ下区▽鶴縄区▽小路頃区 各1台



▲京口会館

●**畳用折りたたみいす（116脚）**

- ▽宮町区▽元町区▽小山区▽京口区▽天子区▽下網場区▽米里区▽青山区▽中央区▽浅野区▽和多田区 各10脚
- ▽門前区 6脚

●**とびだし防止人形（32体）**

- ▽八鹿小学校PTA▽高柳幼・小学校PTA▽伊佐幼・小学校PTA▽宿南幼・小学校PTA▽広谷小学校PTA▽関宮小学校PTA 各5体
- ▽建屋小学校PTA 2体

▶申請多数の物品を抽選する様子  
(11月22日 第5回善意銀行)



**給食サービス事業  
調理事業者募集**

ひとり暮らし高齢者等に、定期的に栄養バランスのとれた食事を届ける給食サービス事業の調理事業者を募集します。

【募集内容】

- 資格  
保健所から営業許可を受けている養父市内の事業者
- 募集期間  
2月2日～2月20日  
詳しくは、下記までお問い合わせください。
- 【問い合わせ・申請書提出先】  
養父市社会福祉協議会  
電話：662-0160

**子育てサロン・放課後プレパークの案内**

- 子育てサロンそよ風  
日時 2月23日(月)  
3月2日・9日  
16日(月)
- 子育てサロンすくすく  
日時 3月10日(火)  
10:00～11:30
- 子育てサロンすくすく  
日時 3月13日(金)  
10:00～11:30
- 子育てサロンそよ風  
日時 2月23日(月)  
10:00～11:30
- 子育てサロン関宮  
日時 2月25日(水)  
10:00～11:30
- 子育てサロン高柳  
日時 2月25日(水)  
10:00～11:30
- 子育てサロン伊佐  
日時 3月2日(月)  
10:00～11:30
- 子育てサロンそよ風  
日時 3月6日・13日(金)  
14:30～16:30
- 子育てサロンそよ風  
日時 3月2日・9日(月)  
14:30～16:00
- 子育てサロンそよ風  
日時 3月6日・13日(金)  
14:30～16:30
- 子育てサロンそよ風  
日時 3月10日(火)  
14:30～16:30
- 子育てサロンそよ風  
日時 3月13日(金)  
14:30～16:30

# 今月の かけはしさん



小林 福愛さん  
豊維くん  
(大屋町栗ノ下)

結婚して、栗ノ下に子どもと二人で中国の大連から来て、一年ちょっと過ぎました。  
子どもは言葉や日本の習慣など何も分からなかったけれど、先生や友達からいろいろ教えてもらって、日本に慣れてきました。  
私も、村の人に行事や生活のいろいろなことを教えてもらいながら頑張っています。畑でできた野菜を近所の人に届けたりもったりもしています。まだまだ分からないことがいっぱいあるので、これからもよろしくお願いたします。



## 善意銀行だより

平成26年12月16日〜平成27年1月15日(敬称略)

預託者のご了承をいただいた方のみ寄附金額を掲載しています  
養父市善意銀行へ寄付金の預託をされた方は寄付金控除を受けられる場合があります

▼香典返し	朝倉	才木 育男	30,000円
	仲町	太田垣伸夫	30,000円
	大森	谷垣 博	30,000円
	馬瀬	笹木 仁隆	30,000円
	小城	北山 智大	30,000円
	奥米地	森本 勉	30,000円
	加保	杉本 彰洋	50,000円
	中	秋山 一平	30,000円
	大谷	植田 満	70,000円
	尾崎	中村 晴敏	50,000円
	神戸市	正垣 昭彦	100,000円
▼善意の寄附	夏梅	釜谷志か枝	10,000円
	糸原	佐野 静補	10,000円
	尾崎	田村 太郎	30,000円
	匿名		5,000円

### ふれあい郵便ゴム印 イラスト募集中

市内の80歳以上のひとり暮らし高齢者にボランティアが書いたハガキを郵便局員が手渡しするふれあい郵便事業。この事業で使用するゴム印のイラストを募集します。

#### 【募集内容】

- 募集期間 2月13日〜3月31日
- 募集方法 官製ハガキにイラストを描き、必要事項を記入し応募先まで郵送ください。
- 必要事項 応募者氏名、住所、郵便番号、年齢、電話番号、イラスト、簡単な説明文  
詳しくは下記までお問い合わせください。

#### 【応募先、問い合わせ先】

養父市社会福祉協議会  
住所：養父市八鹿町下網場 320  
電話：662-0160



#### ▼快気祝い

匿名	1人	5,000円
匿名	2人	金一封
▼五好祭バザー売上金		
第一学院高等学校養父校		67,150円
▼歳末たすけあい指定預託		
京口	西岡 尚一	7,296円
但馬地域兵庫県職員一同		39,000円
宝積寺花園女性会		幾子
代表 村崎		10,000円

#### ▼寄附金 83万4,625円 ありがとうございました。

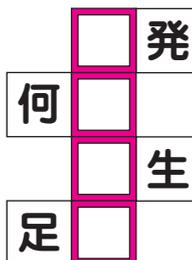
浅野	橋本 幹夫	10,000円
▼物品の寄附		
大森	谷垣 博	
紙おむつ		
向八木	仲田 菊一	
紙おむつ		
中間	上垣 巖	
しめ縄	かぼちゃ	
大屋市場	森本 源治	
白菜	田村 太郎	
尾崎		
紙おむつ	石原さと子	
三宅		
白菜	8人	
匿名		
紙おむつ	大根 じゃが	
いも	毛布 敷パッド	
白菜	服薬補助飲料 白米	

### 図書カードが当たる！

## パズルで遊ぼう

□にあてはまる漢字4文字を考え、こごとばを完成させましょう。

■ヒント 正月の風物詩としてなじみが深い遊び。上の句と下の句に分かれています。



■応募方法 はがきまたは、FAXに答えと住所、氏名、ふりがな、年齢、電話番号、「かけはし」を「見になったご意見・ご感想」をお書き添えの上、ご応募ください。

正解者の中から抽選で5名さまに図書カードを贈ります。

■応募先 〒667-0022

養父市八鹿町下網場320

「福祉の社」内

養父市社会福祉協議会

FAX 662-0161

#### ★前回の答えは

『成人の日』でした

久世 里美さん(天子)

村尾 侑さん(九鹿)

珍坂美津子さん(馬瀬)

小野山鈴枝さん(伊豆)

岩谷 進さん(養父市場)

以上5名の方が当選されました。おめでとうございます。

# 総合相談所のご案内

いずれも相談無料

## 心配ごと相談・結婚相談

13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 2月27日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 3月6日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 3月13日(金) 社協養父支部
- ◆ 3月20日(金) 大屋保健センター

## 弁護士による無料法律相談

13:30~16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成27年3月18日(水)
- 場 所 社協養父支部
- 相談時間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 電話 662-0160

## くらしの法律相談

8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月～金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。

## 教えて弁護士さん!



### 第84回「刑法の適用範囲」のはなし

Q これまでに色々と問題になっているイスラム国についてですが、イスラム国が日本人を人質にとって身代金を要求したり、殺害するという行為に及んでいます。

日本国内でこのようなことをすれば、当然日本の法律に従い処罰されることになると思うのですが、今回のように、日本国外で日本人に対し犯罪行為を行った者に対し、日本の法律に基づいて処罰することはできるのでしょうか。

A まず、犯罪について規定している刑法では、日本国内で行われた犯罪については、国籍を問わず刑法を適用すると定めています。これを属地主義といいます。なので、外国人が日本国内にいる間に犯罪を犯せば、日本の法律に基づいて処罰するのが原則です。

そして、法律で定められた犯罪については、日本人が日本国外で罪を犯した場合であっても日本の法律に基づき処罰をすることができるとされています。これを属人主義といいます。この属人主義に該当する犯罪は、建造物等放火罪、私文書偽造罪、殺人罪や傷害罪、窃盗罪や強盗罪など、多くの犯罪が含まれています。



濱田 <sup>なおと</sup>直翔ちゃん 2歳4ヶ月  
(あららぎ団地・男の子)

うちげえの



宝

## お母さんの佳奈子さんに聞きました♪

### ◆名前はどのようにつけましたか？

両親と姉二人の家族全員の名前に「な」が付いていることと、お父さんの「直樹(なおき)」、おじいちゃんの「義人(よしと)」から1字もらって、みんなで考えて名前をつけました。

### ◆今、興味をもっていることはなんですか？

ミニカーや電車のおもちゃなどの乗り物に興味があります。いつも「これ乗りたいなあ」と話してくれます。

### ◆ご両親から一言メッセージ

いつもたくさんの人に見守られて幸せ者だね。お姉ちゃんたちと仲良く元気いっぱい遊んでください。産まれてきてくれてありがとう。

さらに、法律に定められた重大犯罪については、日本人以外の者が日本国外で犯罪を犯した場合でも、日本の法律に基づき処罰することができるとされています。これを保護主義といいます。この保護主義に該当する犯罪は、内乱罪、通貨偽造罪、公文書偽造罪など、国家の利益に関わる犯罪です。

今回のイスラム国の対応は、刑法で保護主義に該当するとされている犯罪には該当しませんので、日本国外におり日本人ではないイスラム国のメンバーに対し、刑法を適用して処罰することはできません。

しかし、刑法とは別に「人質による強要行為等の処罰に関する法律」が定められており、この法律では、二人以上で凶器を使って人を監禁して人質にし、義務のないことを求めたり、人質を殺した場合には、保護主義を適用すると規定しています。

したがって、今回の場合、イスラム国は組織的に凶器を使って人質に取り、身代金を要求するなどしていますから、この法律によって処罰することができます。

ただし、実際には現地へ行って捜査をしたり捕まえることは困難であり、さらにその犯人らが確保されても、身柄の引渡を受けるのは困難のため、処罰することは現実的ではないと考えられています。

S I N法律労務事務所 弁護士 福島 健太

